平成２４年（フ）第３０９号
北九州市小倉北区弁天町３番５―603号
債務者　中村　知孝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４７号
北九州市八幡西区八千代町５番22号
債務者　菅　いづみ
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３５９号
北九州市八幡東区八王寺町３番１号　シティベール八王寺208号
債務者　畑尾　温子（旧姓久冨・梅田）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９号
鹿児島県鹿屋市新生町21番５号　ツルマルハイツ102号
債務者　大園　祥子（旧姓飛松）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目56番地３　安富ビル２―A
債務者　久地浦正人
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１５号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目56番地３　安富ビル２―A
債務者　久地浦真理子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５５号
島根県雲南市木次町山方343番地１
債務者　野津久美子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
島根県雲南市木次町山方343番地１
債務者　野津　真輝
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
松江市伊勢宮町501番地　コーポ伊勢宮207、前住所和歌山県和歌山市今福５丁目１番56号
債務者　安部　利幸
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
松江市竹矢町1343番地７　パーラメントＫ２・202、前住所松江市矢田町192番地６　近藤アパート１号
債務者　古澤　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５２号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区25棟301号
債務者　松林　惠悟
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８１号
千葉県野田市宮崎80番地の１　市営住宅宮崎団地１号棟306号
債務者　飯塚　康代
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０６号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山５丁目７番30―301号
債務者　浜田　　舞
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３２号
千葉県柏市西原７丁目10番11号
債務者　宮代　敏惠
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３４号
千葉県松戸市東平賀536番地の１　メゾンド・ボア303
債務者　林　　勝彦
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３５号
千葉県松戸市東平賀536番地の１　メゾンド・ボア303
債務者　林　　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３４１号
千葉県松戸市五香１丁目５番地の23　コーポ広瀬202号
債務者　吹越　房男
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部